

第9期山口市高齢者福祉計画策定業務委託仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的事項を提示したものであり、その他必要と考えられるものについては適宜提案すること。

1 業務名

第9期高齢者福祉計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」を迎え、「人生100年時代」を誰もが自分らしくいきいきと暮らせるよう、第9期山口市高齢者福祉計画を策定するにあたり、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関に対し、その業務の委託を行うものである。

3 計画期間

第9期山口市高齢者福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

4 業務内容

(1) 計画策定委員会等運営支援

高齢者福祉計画策定委員会（6回を予定）、高齢者施策検討委員会等（2回を予定）などへの出席及び運営支援や会議資料作成、議事録（要約）の作成。

(2) 介護給付費対象サービス等の見込量の算出、さらに保険料水準の推計を行う。

(3) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントでの意見を集約するとともに、必要に応じて計画案へ反映する。

(4) 計画及び概要版の作成

確立した「第9期高齢者福祉計画」、の計画書及び概要版を作成する。

(5) 第8期山口市高齢者福祉計画等における現状分析

第8期における山口市の介護保険事業や高齢者福祉計画等の取り組み状況、高齢者福祉サービス等の利用状況、国保連から提供される「保険者向け給付実績情報」などの分析を行い、計画策定に関する課題を明確にし、計画案に反映する。

(6) 計画案の策定支援業務

老人福祉法や介護保険法、健康増進法等の改正動向や施策推進上の課題を整理するとともに、アンケート調査等によって把握した社会ニーズや実態を活かし、次期計画期間にマッチした計画案を作成する。

(7) 事務打合せ

計画の策定も含め、業務内容や進行に係る打合わせを適宜行う。

(8) その他必要事項

5 組織体制等

本業務の効率的運営のため、事業責任者を置き、統括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

6 業務の実効性の確保

- (1) 本事業の実施に関して、市の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受注者は、契約締結後に事業計画を作成し、山口市と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。
- (3) 受注者は、本事業の実施にあたり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

7 成果品

本調査事業の結果に基づき資料を作成すること。電子データは Microsoft Word または Microsoft Excel で作成し、CD-ROM など汎用性のある記録媒体で提出すること。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 第9期山口市高齢者福祉計画（原案） | 1部 |
| (A4版130ページ程度、カラー) | |
| 第9期山口市高齢者福祉計画（概要版） | 1部 |
| (A3版1ページ程度、カラー) | |
| (2) アンケート等調査分析結果 | 1部 |
| (3) 議事録要旨 | |
| (4) 前4項目の電子データ | |

(Microsoft Word・Microsoft Excel 等で作成し、CD-ROM 等に記録)

8 守秘義務

受注者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

9 個人情報の取扱

- (1) 業務上知り得た個人情報は受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受注者は事業実施にあたり収集する個人情報について、山県市に情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施にあたり収集した個人情報は山県市に帰属するものとし、山県市の指示に従い提供を行うこと。
- (4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

10 その他実施上の留意点

- (1) 本事業の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、山県市と受注者双方による協議のうえ決定する。